

警報発令時等の登校について

石川県立志賀高等学校 校長

警報発令時等における登校については、以下のとおりとしますのでご確認ください。

1 志賀町（本校所在地）において暴風警報や暴風雪警報、大雪警報（以下、暴風・暴風雪・大雪特別警報を含む）が6時30分の段階で発令されているとき

登校するか自宅待機とするかの判断は、校長が行い、原則6時までには一斉メール配信（こらぼる）にて連絡します。自宅待機中、11時までに上記警報が解除された場合は、安全を第一に、速やかに登校してください。解除された時間を考慮し、授業を行います。

2 志賀町における上記警報の発令によって自宅待機となり、11時になっても解除されないとき

登校時の安全が確保できないと校長が判断した場合は、休校とします。一斉メール配信にて情報掲載を速やかに連絡します。自宅待機や休校時は主体的に学習に取り組んでください。

3 上記の警報が発令されていないが、北陸鉄道バス等が悪天候のため運転を見合わせているとき

普段よりこれらの交通手段を利用しており、他に適当な交通手段がない場合、該当する生徒は自宅待機とします。

4 暴風警報や暴風雪警報、大雪警報以外の警報や注意警報が発令されても原則として休校の措置は取りませんが、登下校時の安全が確保できないと校長が判断した場合は自宅待機とすることがあります。

令和3年1月7日